

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ&A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
介護事業所等に対するサービス	1	補助対象サービス種別	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれない。
介護事業所等に対するサービス	2	補助対象サービス種別	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれない。
介護事業所等に対するサービス	3	補助対象サービス種別	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれる。
介護事業所等に対するサービス	4	補助対象サービス種別	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合であっても、補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれない。補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となる。なお、その場合、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所として判断して差し支えない。
介護事業所等に対するサービス	5	補助対象サービス種別	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるのか	補助対象に含まれる。
介護事業所等に対するサービス	6	補助対象サービス種別	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれない。
介護事業所等に対するサービス	7	補助対象サービス種別	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれる。1事業所あたり20万円を上限に補助される。
介護事業所等に対するサービス	7の2	補助対象経費	公立の介護施設は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれる。

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ & A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
介護事業所等に対するサービス	8	補助対象サービス種別	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するののか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とならない。なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはない。
介護事業所等に対するサービス	11	補助対象サービス種別	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定している。なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象とされたい。
介護事業所等に対するサービス	12	補助対象サービス種別	施設の定員については令和7年4月1日を基準とする、事業所について令和7年9月提供分の事業所データを提供するとあるが、それ以降に開設した施設等は、都道府県で確認を行った上で補助対象として差し支えないか。その場合、訪問介護事業所や通所介護事業所の訪問回数や利用延べ人数はどのように判断したらよいか。	お見込みのとおり。都道府県で新設等の状況を確認を行った上で補助対象として差し支えない。なお、その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、事業所から開設後から申請時までの報酬請求実績等の提出を求めた上で、判断をされたい。
介護事業所等に対するサービス	13	補助対象サービス種別	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数について、規模別リストを提供するとあるが、都道府県から各事業所へ当該事業所の規模を伝えてよいか。また、該当する事業所規模について、リスト上の規模と事業所側の認識に齟齬があった場合には、どのように対処したらよいか。	リスト上の規模について都道府県から各事業所に伝えて差し支えない。また、もし事業所の認識との齟齬があるとの意見があった場合、当該事業所の請求データの提出等を求めた上で確認をいただきたい。その上で、リストの区分に疑義がある場合は都道府県から厚生労働省まで問い合わせをいただくようお願いする。
介護事業所等に対するサービス	14	補助対象サービス種別	訪問介護事業所について、同一建物減算の算定の有無はどのように確認したらよいか。	訪問介護事業所のリストについて、同一建物減算の有無と、延べ訪問回数の情報を含めて提供することとしている。
介護事業所等に対するサービス	15	補助単価	各サービス毎の補助単価の金額設定の考え方如何	本補助事業の補助単価については、介護事業所・施設における物件費にかかる物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るための必要な物品等の購入するにあたり必要となる金額として設定したものである。また、訪問・送迎による移動距離が長い訪問介護や事業規模が様々な通所介護については、物価上昇による影響も踏まえ単価差を設けたものである。
介護事業所等に対するサービス	19	補助対象経費	補助対象外経費を、都道府県独自に設定することは可能か。(例：ガソリン代は補助対象外、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助対象外経費を設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、各種介護事業所等への支援として必要と考える範囲として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
介護事業所等に対するサービス	20	補助対象経費	推奨メニュー、都道府県独自に設定することは可能か。	事業の実施要綱等の範囲内で推奨メニューを設定することは可能である。

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ&A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
介護事業所等に対するサービス	21	補助対象経費	今後、補助対象経費について具体的に示されるのか。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、国において、補助対象経費を限定列挙することは考えていない。ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めないものとする。また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めないものとする。
介護事業所等に対するサービス	21の2	補助対象経費	実施要綱において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。また、どの事業所・施設等の種別が、どの〇〇系事業所に該当するのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することは可能である。このため、どの事業所・施設等の種別が、どの〇〇系事業所に該当するかで補助対象経費を判断するのではなく、事業の趣旨目的を踏まえて判断いただきたい。
介護事業所等に対するサービス	22	補助対象経費	重点支援交付金の使途と本補助金の対象経費について重複することについて問題はないか。また、重複等をさけるため、都道府県について、重点支援交付金と本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えないか。	補助対象経費の範囲としては重複するとしても、実際に各施設等で物品購入を行った際に、複数の補助金等の実績として申請するなど財源が重複していなければ、本補助金の執行上、問題はない。なお、上記のような財源の重複等を避ける観点から、各都道府県の判断により、重点支援交付金の使途と、本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えない。
介護事業所等に対するサービス	23	補助対象経費	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり。なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することは想定されない。
介護事業所等に対するサービス	24	補助対象経費	移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	国として期間を限定することは考えていない。ただし、予算の繰越等の事務の関係上、本年度内に補助した場合は、本年度内に事業完了する必要があるので留意されたい。また、都道府県の補助金執行業務の都合上、申請期限や事業実施の期間の期限を設けることは差し支えない。
介護事業所等に対するサービス	25	補助対象経費	移動に伴い必要となる費用として燃料費を対象とする場合、一律に定額で支出する取扱は可能か。	当該事業所の実状に応じた支援を行う観点から、本補助金においては、燃料費について一律に定額を支出する取扱は想定していない。
介護事業所等に対するサービス	27	補助対象経費	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由如何。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としている。複数の物品を組み合わせると補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助して差し支えない。
介護事業所等に対するサービス	28	補助対象経費	歳出科目の考え方如何。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であることから、交付要綱の対象経費は補助金及び交付金として整理している。

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ&A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
介護事業所等に対するサービス	30	補助方法	精算払いで行う場合、施設等からの申請は、購入予定品目や購入予定額など簡素なものとしてもよいか。	各施設等における申請事務の負担軽減にも配慮し、申請書類は可能な限り簡素なものとなされたい。なお、各施設等からの申請書類様式の例は、「令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)の国庫補助協議書の提出について」(令和8年1月7日老高発0107第1号・老認発0107第1号)にてお示しすることとしているので事務手続において参照されたい。
介護施設等に対するサービス	1	補助単価	定員1人あたり1.8万円という補助上限額の考え方如何。	定員1人あたり1,8万円(※)は、令和7年概況調査(R6年度時点の調査)において、介護保険施設における食費が、現行の基準費用額と比較して、入所者1人1日あたり100円高くなっていることを踏まえ、緊急的な支援の一時金(6か月分)として設定。
介護施設等に対するサービス	3	補助対象経費	補助対象施設の選定理由如何。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としている。
介護施設等に対するサービス	4	補助対象経費	公立の介護施設も補助対象施設となるのか。	対象として差し支えない。
介護施設等に対するサービス	5	補助対象経費	施設の定員数の基準日はいつか。	令和7年4月1日。
介護施設等に対するサービス	6	補助対象経費	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定しているのか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられる。
介護施設等に対するサービス	7	補助対象経費	セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している施設も対象となるか。	対象として差し支えない。
介護施設等に対するサービス	10	補助対象経費	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいか。	施設職員の賃金に充てることはできない。基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えない。

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ&A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
介護施設等に対するサービス	11	補助対象経費	定員1人あたり1.8万円の補助上限額となるが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はないと考えている。
介護施設等に対するサービス	12	補助対象経費	食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いか。	事業者が負担する額を補助するという考え方で差し支えない。
介護施設等に対するサービス	13	補助方法	「介護施設等に対するサービス継続支援事業」について、「実施要綱案別添2」において「定員数は令和7年4月1日時点の定員数」とされているが、執行する際は各都道府県の執行時期に準じた時点を設定してよいか。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。
介護施設等に対するサービス	17	補助方法	要綱中の表において、介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているとあるが、審査時に煩雑となるため、4月1日や12月1日を基準としたいが、都道府県において個別に設定してよいか。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員としている。
介護施設等に対するサービス	21	補助方法	補助対象は定員数で設定されているが、例えば、入所者数が常時届出定員数の70%以下の施設等について、定員の70%相当の補助としても差し支えないか。	差し支えない。なお、定員数1人あたりと設定したことについては、・予算編成過程で把握しやすいことに加え、・予算執行過程においては自治体負担を軽減し、速やかに介護施設等に補助金を届けることを念頭に設定したものである。
介護施設等に対するサービス	34	申請事務	政令市、中核市の介護施設への支援は、都道府県が取りまとめるのか。	お見込みのとおり。
共通	11の2	補助対象経費	物品及び食材料費の補助対象として、消費税額をあらかじめ対象としないことは可能か。	国庫に損害が生じないようであれば、都道府県において補助対象外として定めても問題ない。
共通	12	補助対象サービス種別	令和8年度に繰越して執行する場合、施設定員の基準日は令和7年4月1日時点が基準となるのか。	令和7年4月1日時点の定員数と令和8年4月1日時点の定員数に著しい差が生じる場合には、個別の事情を勘案して対応されたい。

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するQ&A(抜粋)

事業種別	No.	項目	質問	回答
共通	17	執行事務	<p>「令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)の国庫補助協議書の提出について」(令和8年1月7日老高発0107第1号・老認発0107第1号)の「3.留意事項」の(3)アについて、同一法人の複数の事業者(同一県内のものに限る。)の申請、報告を、取りまとめて実施することが可能とされているが、支払い事務においても同一法人の複数の事業者にまとめて支払うことは可能か。</p>	<p>例えば、計画と異なる部署(法人本部など)で補助金が費消されていないなど、本部に支払った補助金が事業所・施設に支払われていることを都道府県として確認可能であれば、本部に支払う方法も差し支えないものとする。</p>